

兵庫県公報

令和7年3月28日 金曜日 第603号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

目次	ページ
告 示	
○ 平成22年兵庫県告示第353号（学校法人の行うことのできる収益事業の種類）の一部改正（教育課）	2
○ 家畜の検査の実施（畜産課）	2
○ 同 上（同）	4
○ 家畜の予防注射の実施（同）	5
○ 兵庫県資源管理方針の変更（水産漁港課）	6
○ するめいか及びぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（同）	17
○ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（同）	17
○ 神戸国際港都建設道路事業の変更認可（道路街路課）	18
○ 阪神間都市計画道路事業の変更認可（同）	18
○ 同 上（同）	19
○ 同 上（同）	19
○ 東播都市計画道路事業の認可（同）	19
○ 中播都市計画道路事業の認可（同）	20
○ 県道の路線変更（道路保全課）	20
○ 同 上（同）	21
○ 道路の区域の決定及び供用開始（同）	21
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	21
○ 同 上（同）	21
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	22
○ 同 上（同）	22
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	23
○ 西播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	23
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	24
○ 同 上（同）	24
○ 香住都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	24
○ 浜坂都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	25
○ 土地区画整理組合の解散認可（都市計画課）	25
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく指定登録機関の登録事務廃止の許可（住宅政策課）	25
○ 昭和48年兵庫県告示第1805号（建築基準法の規定による区域指定）の一部改正（建築指導課）	26
○ 平成21年兵庫県告示第1273号（建築士名簿等閲覧規程）の一部改正（同）	26
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）	26
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	27
○ 落札者等の公示（川西こども家庭センター）	27
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）	27
○ 土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧（同）	28
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	29
病院局管理規程	
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	29
○ 粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する規程	29
○ 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める管理規程の一部を改正する管理規程	30
病院局公告	
○ 落札者等の公示	30

平成29年10月25日

4 廃止の許可をした登録事務の範囲

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務の全部

5 廃止年月日

令和7年3月31日



兵庫県告示第297号

昭和48年兵庫県告示第1805号（建築基準法の規定による区域指定）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

本文中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に改める。



兵庫県告示第298号

平成21年兵庫県告示第1273号（建築士名簿等閲覧規程）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

第1条中「この規程」を「この建築士名簿等閲覧規程（以下「閲覧規程」という。）」に改める。

第2条中「二級建築士及び木造建築士の住所地並びに建築士事務所の所在地を所管する県民局」を「兵庫県まちづくり部建築指導課」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（閲覧方法）

第5条 建築士名簿等の閲覧方法は、以下のとおりとする。

- (1) 閲覧所に備える建築士名簿等について、書面又は出力装置の映像面に表示させる方法
- (2) 建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム（電子計算組織を利用して建築士名簿等の閲覧を行うシステムをいう。）による方法

第5条を第6条とし、同条中「外に持ち出すことができない。」を「外に持ち出してはならず、複写機による転写又はカメラによる撮影をしてはならない。」に改める。

第6条を第7条とし、同条中「禁止することがある。」を「禁止することができる。」に改め、同条(1)中「この」を「閲覧」に改める。同条(2)中「建築士名簿等」の右に「及びこれに関する書面」を加える。

第7条の次に次の3条を加える。

（適用範囲）

第8条 閲覧規程第2条、第3条、第4条、第6条及び第7条の規定は、閲覧所における一般の閲覧に供する場合に限り適用する。

（指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規程の不適用）

第9条 知事は、指定登録機関を指定したときは、建築士名簿の閲覧に供する事務を行わないものとする。

（指定事務所登録機関が建築士事務所登録事務を行う場合における規程の不適用）

第10条 知事は、指定事務所登録機関を指定したときは、登録簿等（法第23条の9第2号を除く。）の閲覧に供する事務を行わないものとする。



兵庫県告示第299号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和7年3月28日

兵庫県阪神北県民局長 宮口美範

1 重要調整池の所在地

伊丹市稲野町二丁目2番2

新旧対照表

現 行

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号の規定により指定する区域を次のように定め、昭和31年兵庫県告示第349号および昭和39年兵庫県告示第330号は、廃止する。

なお、その図書は、兵庫県庁、関係県民局及び関係市町役場において縦覧に供する。

適用区域

適用区域		備考
姫路市	一部の区域	図面指定（図面省略）
西脇市	同上	同上
三木市	都市計画区域外全域	
小野市	同上	
加西市	同上	
加東市	同上	
神崎郡福崎町	同上	
佐用郡佐用町	一部の区域	図面指定（図面省略）
朝来市	同上	同上
淡路市	同上	同上

(建築基準法の規定による区域指定)

改 正 案

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第3号の規定により指定する区域を次のように定め、昭和31年兵庫県告示第349号および昭和39年兵庫県告示第330号は、廃止する。

なお、その図書は、兵庫県庁、関係県民局及び関係市町役場において縦覧に供する。

適用区域

適用区域		備考
姫路市	一部の区域	図面指定（図面省略）
西脇市	同上	同上
三木市	都市計画区域外全域	
小野市	同上	
加西市	同上	
加東市	同上	
神崎郡福崎町	同上	
佐用郡佐用町	一部の区域	図面指定（図面省略）
朝来市	同上	同上
淡路市	同上	同上